

『令』卷十の「關市令」第二十七に「17 凡出売者、勿為行濫。其横刀、槍、鞍、漆器之属者、各令題鑿造者姓名」とあり、『令義解』「注」に「謂不牢為行也、不真為濫也。」とある。また同じく「關市令」第二十七に「19 凡以行濫之物交易者、没官。短狭不如法者、還主」「20 凡除官市買、皆就市交易。不得坐召物主乖違時価。不論官私、交付其值、不得懸違」の記事がある。

○貢 …… 捧げる。

○官絹…「官絹」は『漢語大詞典』によれば「官府的絹布」とある。とすれば「官綿」も同様に「お上の綿」という意味であろう。↓補説②

79 ○鮑肆…鮑魚（塩漬けにした臭い魚）を売る店。転じて臭いところ。

『抱朴子』に「俗儒沈淪鮑肆、困于詭辯」の用例を載せる。

『漢語大詞典』では、「鮑魚之肆」として「亦作《鮑魚之次》。売咸魚の店舗。魚常腐臭。因以喻惡人之所或小人聚集之地」と説明する。

『大戴礼記』「曾子疾病」に、「與君子游、苾乎如入蘭芷之室、久而不聞、則與之化矣。與小人游、賦乎如入鮑魚之次、久而不聞、則與之化矣」とある。つまりこの語「鮑肆」には「君子と遊ぶ」ということとは、香ばしい風格に魅せられて知らず識らずのうちに蘭芷（香草）の室に入るがごとく、感化されていくのである。時がたつにつれてその香りに気づかないときは、いつの間にか同化されているのである。この反対に小人と遊ぶならば、脂っこい鮑魚店に入ったように、久しく時が経つにつれてその匂いにも慣れてしまい、初めのいやな匂いもわからなくなり同化してしまう」という意が含まれていることを押さえておく必要がある。